

新	旧
<p style="text-align: center;">オープンカウンター要綱</p> <p>(設置根拠及び目的)</p> <p>第1条 この要綱は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第172条第1項第6号の別に定める方法(物品調達に当たり、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定しないで、案件を一定時間掲示し、決められた日時以内に参加者に対して見積りを提出する機会を均等にし、提出された見積りのうち、予定価格以内で最低額の見積提出者と契約する方法(以下「オープンカウンター」という。))について必要な事項を定め、物品調達の公平性及び透明性を高めるとともに、受注意欲のある者への機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 集中調達機関 規則第342条第1号に規定する集中調達機関をいう。</p> <p>(2) 資格者 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条の規定により物品供給業者等登録名簿に登録された者をいう。</p> <p>(3) 契約担当者 規則第2条第3項第3号に規定する契約担当者をいう。</p> <p>(4) システム 規則第2条第3項第12号に規定する物品等調達支払</p>	<p style="text-align: center;">オープンカウンター要綱</p> <p>(設置根拠及び目的)</p> <p>第1条 この要綱は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第172条第1項第6号の別に定める方法(物品調達に当たり、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定しないで、案件を一定時間掲示し、決められた日時以内に参加者に対して見積りを提出する機会を均等にし、提出された見積りのうち、予定価格以内で最低額の見積提出者と契約する方法(以下「オープンカウンター」という。))について必要な事項を定め、物品調達の公平性及び透明性を高めるとともに、受注意欲のある者への機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 集中調達機関 規則第342条第1号に規定する集中調達機関をいう。</p> <p>(2) 資格者 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条の規定により物品供給業者等登録名簿に登録された者をいう。</p> <p>(3) 契約担当者 規則第2条第3項第3号に規定する契約担当者をいう。</p> <p>(4) システム 規則第2条第3項第12号に規定する物品等調達支払</p>

管理システムをいう。

(5) 参加者 資格者で見積りを提出しようとする者又は見積りを提出した者をいう。

(6) 契約者 提出された見積りのうち、予定価格以内で最低額の見積提出者で、契約相手方として決定された者をいう。

(実施機関)

第3条 オープンカウンターを実施する機関は、集中調達機関とする。

(参加資格)

第4条 オープンカウンターに参加し、見積りを提出できる者は資格者に限る。

2 集中調達機関は資格者のうち、オープンカウンターに参加し見積りを提出できる者を、次の各号に定める者に限定することができる。

(1) 県内に本社又は本店を有する者

(2) 集中調達機関が定める区域内に事務所又は事業所を有する者

(3) 県内に本社又は本店を有し、集中調達機関が定める区域内に事務所又は事業所を有する者

(資格者への周知)

第5条 集中調達機関は、契約担当者名で資格者に対して次の事項をシステムにより周知しなければならない。

(1) 本要綱に改正があったとき。

(2) オープンカウンターの一時的な休止時期及び再開時期

(3) その他必要と認める事項

(購入予定額の限度額)

第6条 オープンカウンターで調達することができる物品の購入予定額の限度額は、一件の金額が、印刷物にあつては250万円以下、印刷

管理システムをいう。

(5) 参加者 資格者で見積りを提出しようとする者又は見積りを提出した者をいう。

(6) 契約者 提出された見積りのうち、予定価格以内で最低額の見積提出者で、契約相手方として決定された者をいう。

(実施機関)

第3条 オープンカウンターを実施する機関は、集中調達機関とする。

(参加資格)

第4条 オープンカウンターに参加し、見積りを提出できる者は資格者に限る。

2 集中調達機関は資格者のうち、オープンカウンターに参加し見積りを提出できる者を、次の各号に定める者に限定することができる。

(1) 県内に本社又は本店を有する者

(2) 集中調達機関が定める区域内に事務所又は事業所を有する者

(3) 県内に本社又は本店を有し、集中調達機関が定める区域内に事務所又は事業所を有する者

(資格者への周知)

第5条 集中調達機関は、契約担当者名で資格者に対して次の事項をシステムにより周知しなければならない。

(1) 本要綱に改正があったとき。

(2) オープンカウンターの一時的な休止時期及び再開時期

(3) その他必要と認める事項

(購入予定額の限度額)

第6条 オープンカウンターで調達することができる物品の購入予定額の限度額は、一件の金額が、印刷物にあつては250万円以下、印刷

物以外の物品にあつては160万円以下とする。

(調達対象物品等)

第7条 オープンカウンターで調達することができる物品は、規則別表第11の2に掲げる物品以外の物品とする。

2 オープンカウンターでの調達が適当でない物品は、次に掲げる物品とする。

- (1) 参加者が当該物品の設置場所及び設置方法を確認しなければ見積額の積算をすることができない物品
- (2) システムでは調達しようとする物品が明確とならず、参加者に説明を要する物品
- (3) その他集中調達機関がオープンカウンターによる購入を不相当と認めた物品

(案件作成上の留意事項等)

第8条 集中調達機関は、案件を作成及び掲示する際、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 物品供給業者等登録名簿の営業種目が大きく掛け離れた物品の混在する案件を作成しないこと。
- (2) 納入期限のほか、調達しようとする品名、規格・品質、銘柄、数量及び単位を記入すること。
- (3) 参加者が疑義を唱えることが生じないような案件を作成し、掲示すること。

(案件の掲示場所)

第9条 案件は、システムにより閲覧できる状態に置くものとする。

(案件の掲示期間)

第10条 案件の掲示期間は、集中調達機関が指定する期間とするこ

物以外の物品にあつては160万円以下とする。

(調達対象物品等)

第7条 オープンカウンターで調達することができる物品は、規則別表第11の2に掲げる物品以外の物品とする。

2 オープンカウンターでの調達が適当でない物品は、次に掲げる物品とする。

- (1) 参加者が当該物品の設置場所及び設置方法を確認しなければ見積額の積算をすることができない物品
- (2) システムでは調達しようとする物品が明確とならず、参加者に説明を要する物品
- (3) その他集中調達機関がオープンカウンターによる購入を不相当と認めた物品

(案件作成上の留意事項等)

第8条 集中調達機関は、案件を作成及び掲示する際、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 物品供給業者等登録名簿の営業種目が大きく掛け離れた物品の混在する案件を作成しないこと。
- (2) 納入期限のほか、調達しようとする品名、規格・品質、銘柄、数量及び単位を記入すること。
- (3) 参加者が疑義を唱えることが生じないような案件を作成し、掲示すること。

(案件の掲示場所)

第9条 案件は、システムにより閲覧できる状態に置くものとする。

(案件の掲示期間)

第10条 案件の掲示期間は、集中調達機関が指定する期間とするこ

と。

(仕様指定による案件の場合の見積記載事項等)

第11条 仕様指定による案件の場合、参加者は見積る物品の銘柄・品番等を見積りに記載することとする。

2 参加者が見積った物品は契約担当者が指定した仕様を満たしていることが前提であるため、納品時に仕様を満たしていない等のトラブルについては、仕様書に瑕疵がない限り、一切の責任は契約者に帰属するものであること。

(見積りの提出)

第12条 集中調達機関は、見積りを参加者にシステムにより提出させなければならない。

(見積りの提出期限)

第13条 集中調達機関は、見積りの提出期限を指定しなければならない。

(見積提出制限)

第14条 集中調達機関は、オープンカウンター実施日毎に掲示された案件総数のうち、一の参加者が提出できる見積りの件数を制限することができる。

と。

(同等品等の場合の見積記載事項等)

第11条 案件で同等品可等とする場合の見積記載事項等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県が例示した物品と同等品可又は当該物品と同等品以上のものとしている場合は、参加者の見積る銘柄・品番等。

(2) 仕様書による場合は、参加者の見積る銘柄・品番等。

(3) 仕様書による場合は、参加者が見積った製品が県の仕様を満たしていることが前提であるため、納品時に仕様を満たしていない等のトラブルについては、仕様書に瑕疵がない限り、一切の責任は契約者に帰属するものであること。

(見積りの提出)

第12条 集中調達機関は、見積りを参加者にシステムにより提出させなければならない。

(見積りの提出期限)

第13条 集中調達機関は、見積りの提出期限を指定しなければならない。

(見積提出制限)

第14条 集中調達機関は、オープンカウンター実施日毎に掲示された案件総数のうち、一の参加者が提出できる見積りの件数を制限することができる。

2 購入予定額が低額等なもので、集中調達機関が指定する案件は前項の件数に含まない。

(見積りの無効)

第15条 提出された見積りのうち次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として当該見積りを無効とするものとする。

(1) 見積りの記載事項のうち、案件で契約担当者が求めている次の項目が脱落しているもの

ア 品名、規格・品質、銘柄、数量若しくは単位又は一項目で数量が複数の場合は、単価

イ 見積条件等のある場合は、その記載

(2) 第11条第1項の記載事項がないもの

(3) 第14条の件数を超える見積りの提出があった場合は、当該見積りに対応する案件の予定価格の高い順からの見積り

(4) 参加者から結果発表前に辞退の申出があったとき。ただし、当該見積りは第14条の件数に含まれるものとする。

(同額見積りの処理)

第16条 提出された見積りの額が予定価格以下であり、かつ、同額であったときは、システムにより自動的に電子くじを実施し、契約者を決定するものとする。

(再掲示)

第17条 予定価格の範囲内の見積りがないときは、再度オープンカウンターに付すことができる。

2 購入予定額が低額等なもので、集中調達機関が指定する案件は前項の件数に含まない。

(見積りの無効)

第15条 提出された見積りのうち次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として当該見積りを無効とするものとする。

(1) 見積りの記載事項のうち、案件で県が求めている次の項目が脱落しているもの

ア 品名、規格・品質、銘柄、数量若しくは単位又は一項目で数量が複数の場合は、単価

イ 見積条件等のある場合は、その記載

(2) 第11条の記載事項がないもの

(3) 第14条の件数を超える見積りの提出があった場合は、当該見積りに対応する案件の予定価格の高い順からの見積り

(4) 参加者から結果発表前に辞退の申出があったとき。ただし、当該見積りは第14条の件数に含まれるものとする。

(同額見積りの処理)

第16条 提出された見積りの額が予定価格以下であり、かつ、同額であったときは、システムにより自動的に電子くじを実施し、契約者を決定するものとする。

(再掲示)

第17条 予定価格の範囲内の見積りがないときは、再度オープンカウンターに付すことができ、以下繰り返してオープンカウンターに付すことができる。

2 納入期限の関係等で再度オープンカウンターに付すことが適当でない
と認められた場合は、集中調達機関が選定した者へ見積りを依頼し

(結果発表及び契約締結)

第18条 結果発表は、見積りの提出期限の時刻以降、集中調達機関が指定する日時にシステムにより行うものとし、契約者名、契約額等を発表するものとする。

2 契約書を作成する案件は、契約書を交わしたとき、その他の案件は、結果発表をもって契約が締結されたものとする。

3 契約書又は請書及び発注票は、契約者がシステムにより出力するものとする。

(契約解除等)

第19条 契約担当者は、契約者から書面により契約解除又は納入期限の延長の申出があり、やむを得ないと認められるときはこれを承認することができる。

(オープンカウンターへの参加停止)

第20条 集中調達機関は、次の各号の一に該当する場合、別表に定める基準により、契約者に対しオープンカウンターへの参加を停止することができる。

(1) 前条において契約解除又は納入期限の延長が承認されたとき。

(2) 契約者が納入期限の延長の申出なしに納入期限までに契約物品を納入しなかったとき。

(契約者の解除権)

第21条 契約者は、契約担当者が規格・品質、数量又は納入期限等の

調達するものとする。

(結果発表及び契約締結)

第18条 結果発表は、見積りの提出期限の時刻以降、集中調達機関が指定する日時にシステムにより行うものとし、契約者名、契約額等を発表するものとする。

2 契約書を作成する案件は、契約書の交わしたとき、その他の案件は、結果発表をもって契約が締結されたものとする。

3 契約書又は請書及び発注票は、契約者がシステムにより出力するものとする。

(結果発表後の契約辞退等)

第19条 契約担当者は、結果発表後に契約者から書面により契約辞退、契約解除又は納入期限の延長の申出があり、やむを得ないと認められるときはこれを承認することができる。

2 集中調達機関は、前項において契約辞退、契約解除又は納入期限の延長が承認された場合、別表に定める基準により、契約者に対しオープンカウンターへの参加を停止することができる。

(契約者の解除権)

第20条 契約者は、契約担当者が規格・品質、数量又は納入期限等の

変更を要求し、契約の履行ができないときは、書面により契約を解除することができる。

(契約保証金)

第22条 契約保証金は、規則第178条の規定により免除することができる。

(照会に対する対応等)

第23条 資格者等からの案件揭示前の詳細な照会には応じないものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めがない事項については、関係法令及び規則等による。

2 この要綱に定めがあるものほか、契約等において、不正又は不誠実な行為があった場合は、秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準に準ずる。

別表 (第20条関係)

区分	罰則規定
<u>1 契約解除</u>	<u>承認日から3か月以前に1又は2の承認を受けている場合は、オープンカウンターへの参加を14日間停止する。</u>
<u>2 納入期限の延長</u>	

変更を要求し、契約の履行ができないときは、書面により契約を解除することができる。

(契約保証金)

第21条 契約保証金は、規則第178条の規定により免除することができる。

(照会に対する対応等)

第22条 資格者等からの案件揭示前の詳細な照会には応じないものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めがない事項については、関係法令及び規則等による。

2 この要綱に定めがあるものほか、契約等において、不正又は不誠実な行為があった場合は、秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準に準ずる。

別表 (第19条第2項関係)

区分	罰則規定
<u>1 契約辞退</u>	<u>過去3ヶ月以内に1、2、3又は4の事例が発生している場合は、オープンカウンターへの参加を2週間停止する。</u>
<u>2 契約解除</u>	
<u>3 納入期限の延長</u>	

<p>3 納期不履行 (<u>納入期限延長の申出が無く納入期限が過ぎた場合</u>)</p>	<p>オープンカウンターへの参加を <u>1 4</u> 日間停止する。</p>	<p>4 納期不履行 (<u>契約解除又は納入期限延長の申出が無く期限が過ぎた場合</u>)</p>	<p>オープンカウンターへの参加を <u>2 週</u> 間停止する。</p>
<p>備考</p> <p>(1) <u>天災その他不可抗力による理由又は、契約者に帰責事由がないことが書面等で判断できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) オープンカウンターの参加停止は、停止期間中に開札が行われる案件に適用される。</p> <p>(3) <u>オープンカウンターの参加停止期間にオープンカウンター休止期間が含まれる場合はこれを除く。</u></p> <p>(4) オープンカウンターの参加停止は、当該事業者のすべての営業所に適用される。</p>		<p>備考</p> <p>(1) <u>契約者に責を負わせることが適当ではないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) オープンカウンターの参加停止は、停止期間中に開札が行われる案件に適用される。</p> <p>(3) オープンカウンターの参加停止は、当該事業者のすべての営業所に適用される。</p>	